41 + - 5 74	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
制度の名称	被災者生活再建支援制度						
支援の種類	給付						
	<ul><li>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</li><li>●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</li></ul>						
制度の内容			基礎支援金	加算支援金		計	
			(住宅の被害程度)	(住宅の再建7	(住宅の再建方法)		
		①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設·購入	200万円	300万円	
		②解体		補修	100万円	200万円	
		③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	
		④大規模半壊 (損害割合40%台) ⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	50万円	建設·購入	200万円	250万円	
				補修	100万円	150万円	
				賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	
			-	建設·購入	100万円	100万円	
				補修	50万円	50万円	
				賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円	
	<ul><li>●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</li></ul>						
	詳しくは、内閣府の防災情報のページ						
	http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html						
	「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。 ●制度の対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等						
活用できる方	●制度の対象となる自然災害は、10 世帯以上の住宅主場被害が完全した印画や事 ●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。						
	①住宅が「全壊」した世帯						
	②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯						
	③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯						
	④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)						
	⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世     #\						
	帯) ■被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物						
	件などは対象になりません。						

お問い合わせ 都道府県、市町村